

平成26年2月25日

第2回倉吉市議会定例会議案

倉吉市



平成26年 3月第2回 倉吉市議会定例会会期

2月25日（火曜日）	本 会 議
2月26日（水曜日）	本 会 議
2月27日（木曜日）	本 会 議
2月28日（金曜日）	本 会 議
3月 1日（土曜日）	休 会
3月 2日（日曜日）	休 会
3月 3日（月曜日）	議 事 整 理 日
3月 4日（火曜日）	本 会 議
3月 5日（水曜日）	本 会 議
3月 6日（木曜日）	委 員 会
3月 7日（金曜日）	委 員 会
3月 8日（土曜日）	休 会
3月 9日（日曜日）	休 会
3月10日（月曜日）	委 員 会
3月11日（火曜日）	議 事 整 理 日
3月12日（水曜日）	本 会 議



# 報 告

平成26年3月第2回倉吉市議会定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成26年 2月25日

倉吉市議会議長 由 田 隆

## 記

市 長	石 田 耕太郎	水 道 局 長	池 田 弘 之
副 市 長	山 崎 昌 徳	監査委員事務局 長兼選挙管理委 員会事務局長	平 田 義 人
教 育 長	福 井 伸一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	萬 場 幹 男
総 務 部 長	池 田 将 登	教 育 委 員 会 事 務 局 長	涌 嶋 祐 二
企画振興部長	片 山 暢 博	総務部総務課長	山 中 敏 幸
福祉保健部長	深 田 佳 洋		
産業環境部長	岩 本 善 文		
建 設 部 長	早 田 博 之		



目 次

報告第 1 号	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（倉吉市営野球場グラウンド改修工事（H24補正）））……………	1	
議案第 3 号	平成25年度倉吉市一般会計補正予算（第7号）	}	別冊
議案第 4 号	平成25年度倉吉市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第 5 号	平成25年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）		
議案第 6 号	平成25年度倉吉市水道事業会計補正予算（第3号）		別冊
議案第 7 号	平成26年度倉吉市一般会計予算	}	別冊
議案第 8 号	平成26年度倉吉市国民健康保険事業特別会計予算		
議案第 9 号	平成26年度倉吉市介護保険事業特別会計予算		
議案第10号	平成26年度倉吉市後期高齢者医療事業特別会計予算		
議案第11号	平成26年度倉吉市簡易水道事業特別会計予算		
議案第12号	平成26年度倉吉市温泉配湯事業特別会計予算		
議案第13号	平成26年度倉吉市住宅資金貸付事業特別会計予算		
議案第14号	平成26年度倉吉市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算		
議案第15号	平成26年度倉吉市土地取得事業特別会計予算		
議案第16号	平成26年度倉吉市下水道事業特別会計予算		
議案第17号	平成26年度倉吉市駐車場事業特別会計予算		
議案第18号	平成26年度倉吉市集落排水事業特別会計予算		
議案第19号	平成26年度倉吉市国民宿舎事業特別会計予算		
議案第20号	平成26年度倉吉市高城財産区特別会計予算		
議案第21号	平成26年度倉吉市小鴨財産区特別会計予算		
議案第22号	平成26年度倉吉市北谷財産区特別会計予算		
議案第23号	平成26年度倉吉市上北条財産区特別会計予算		
議案第24号	平成26年度倉吉市水道事業会計予算		別冊
議案第25号	倉吉市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例等の一部改正について……………	3	
議案第26号	倉吉市手数料条例の一部改正について……………	6	
議案第27号	倉吉市関金総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	8	
議案第28号	倉吉市子ども・子育て会議条例の制定について……………	10	
議案第29号	倉吉市都市計画審議会条例の一部改正について……………	13	
議案第30号	倉吉市社会教育委員条例の一部改正について……………	15	
議案第31号	倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例の廃止について……………	17	
議案第32号	倉吉市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の制定について……………	19	
議案第33号	倉吉市防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について……………	21	
議案第34号	財産の無償譲渡について……………	25	

議案第 35 号	調停案の受諾について……………	26
議案第 36 号	市道の路線の認定について……………	28
議案第 37 号	倉吉市せきがね湯命館及び倉吉市関金都市交流センターの指定管理者の指定について……………	31
議案第 38 号	倉吉市体育施設及び倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設の指定管理者の指定について……………	32
議案第 39 号	倉吉市営温水プールの指定管理者の指定について……………	33
議案第 40 号	倉吉市土地開発公社の解散について……………	34
請願第 1 号	「特定秘密の保護に関する法律」(秘密保護法)の廃止を求める意見書提出について……………	請1
陳情第 1 号	倉吉西保育園の存続を求める陳情……………	陳3

報告第1号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

## 専決第1号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年9月20日市議会の議決を経た倉吉市宮野球場グラウンド改修工事（H24補正）に係る「工事請負契約の締結について」（平成25年議案第79号）の一部を変更することについて、次のとおり専決処分する。

平成26年2月12日

倉吉市長 石田 耕太郎

- 「工事請負契約の締結について」の
- 5 契約金額  
「201,075,000円」を  
「204,189,300円」に改める。

議案第25号

倉吉市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例等の一部改正について

次のとおり倉吉市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例

(倉吉市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第1条 倉吉市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例(平成22年倉吉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法第26条の3第1項の条例で定める<u>年齢は、55</u>歳とする。</p>	<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法第26条の3第1項の条例で定める<u>期間は、5</u>年とする。</p>

(倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年倉吉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として規則に定めるものをいう。)、修学部分休業(当該職員が修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員が<u>55歳に達した日以後の日から定年退職の日までの間</u>において、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として規則に定めるものをいう。)、修学部分休業(当該職員が修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員が<u>定年退職の日の5年前から定年退職の日までの間</u>において、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

(倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年倉吉市条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 略</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 略</p>

<p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として規程に定めるものをいう。）、修学部分休業（当該職員が修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日以後の日から定年退職の日までの間において、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として規程に定めるものをいう。）、修学部分休業（当該職員が修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が定年退職の日の5年前から定年退職の日までの間において、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
---	---

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



議案第26号

倉吉市手数料条例の一部改正について

次のとおり倉吉市手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市手数料条例の一部を改正する条例

倉吉市手数料条例（平成12年倉吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額		手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1～54 略				1～54 略			
55	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち市長が認めたものが作成した低炭素化促進法第54条第1項第1号の基準に適合することを証する書類（以下「低炭素基準適合証」という。）の添付がない低炭素建築物新築等計画	55	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち市長が認めたものが作成した低炭素化促進法第54条第1項第1号の基準に適合することを証する書類（以下「低炭素基準適合証」という。）の添付がない低炭素建築物新築等計画
略				略			
(2) 略				(2) 略			
略				略			
56～58 略				56～58 略			
備考 1～3 略				備考 1～3 略			

附 則

この条例は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成25年法律第25号）の施行の日（平成26年4月1日）から施行する。

議案第27号

倉吉市関金総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市関金総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市関金総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市関金総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成17年倉吉市条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表（第6条、第11条関係）				別表（第6条、第11条関係）			
施設名		基本使用料		施設名		基本使用料	
		昼間	夜間			昼間	夜間
		午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで			午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
略				略			
青年女性研修室	大	1時間につき 720円	1時間につき 920円	青年女性研修室	大	1時間につき 720円	1時間につき 920円
	小	1時間につき 510円	1時間につき 720円		小	1時間につき 510円	1時間につき 720円
				トレーニングルーム		1時間につき 510円	1時間につき 720円
略				略			

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第28号

倉吉市子ども・子育て会議条例の制定について

次のとおり倉吉市子ども・子育て会議条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

## 倉吉市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、倉吉市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関し市長が必要と認める事項について、調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第1項に規定する子どもの同条第2項に規定する保護者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、会議又は部会に委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



議案第29号

倉吉市都市計画審議会条例の一部改正について

次のとおり倉吉市都市計画審議会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

## 倉吉市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

倉吉市都市計画審議会条例（昭和44年倉吉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 <u>6人以内</u></p> <p>(2) 市議会の議員 <u>1人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 住民を代表する者 <u>4人以内</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 <u>4人以内</u></p> <p>(2) 市議会の議員 <u>5人以内</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 住民を代表する者 <u>2人以内</u></p>

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第30号

倉吉市社会教育委員条例の一部改正について

次のとおり倉吉市社会教育委員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市社会教育委員条例の一部を改正する条例

倉吉市社会教育委員条例（昭和35年倉吉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条 <u>第1項の規定に基づき</u>、倉吉市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>(職務) 第2条 <u>委員</u>は、次に掲げる職務を行う。 (1)～(3) 略</p> <p>(組織) 第3条 委員の<u>定数は、15人以内とする。</u> 2 <u>委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会</u> <u>が委嘱する。</u> (1) <u>学校教育の関係者</u> (2) <u>社会教育の関係者</u> (3) <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> (4) <u>学識経験のある者</u></p> <p>(任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、<u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>(委任) 第5条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>(設置) 第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条、<u>第18条の規定により</u>、倉吉市に倉吉市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>(職務) 第2条 <u>社会教育委員</u>は、次に掲げる職務を行う。 (1)～(3) 略</p> <p>(定数) 第3条 委員の<u>定数は15名以内とする。</u></p> <p>(任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、<u>再任を妨げない。</u> 2 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 3 <u>第1項の任期は、教育委員会の委嘱の日から起算する。</u></p> <p>(委任) 第5条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第31号

倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例の廃止について

次のとおり倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

## 倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

倉吉市関金資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年倉吉市条例第66号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第32号

倉吉市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の制定  
について

次のとおり倉吉市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例  
を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本  
市議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例

水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第3号ハの条例で定める用途及び規模は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上のものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号

倉吉市防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について

次のとおり倉吉市防災センターの設置及び管理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

## 倉吉市防災センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、倉吉市防災センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 防災に関する意識の高揚及び知識の普及を図るとともに、災害その他非常事態発生時における災害対策の拠点とするため、倉吉市防災センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 倉吉市防災センター
- (2) 位置 倉吉市福守町

(業務)

第4条 センターは、第2条に規定する設置の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 防災に関する意識の高揚及び知識の普及を行うこと。
- (2) 防災及び災害に関する資料の収集、保管及び展示を行うこと。
- (3) 救助用資機材等の備蓄及び貸出しを行うこと。
- (4) 災害対策業務その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

(開館時間及び休館日)

第5条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間 午前8時30分から午後10時までとする。
- (2) 休館日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更し、又は臨時に休館し、若しくは休館日に開館することができる。

(利用の許可)

第6条 別表に掲げるセンターの各施設（以下「各施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第7条 市長は、各施設の利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を許可するものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可を受けた目的以外

の目的に各施設を利用し、又はその権利を第三者に譲渡してはならない。

(特別設備等の制限)

第9条 利用者は、各施設に特別の設備等をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の許可を取り消し、又はセンターの利用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

- (1) 災害その他非常事態発生時における災害対策の拠点施設として使用するとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) この条例の規定に基づく許可の目的又は条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (5) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第11条 第2条に規定する設置の目的以外の目的に係る各施設の利用については、別表に定める額を使用料として徴収する。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない理由により使用できなくなったときその他特別な理由があるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、各施設の利用を終了したとき又は第10条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、センターの施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第6条、第11条関係）

施設名	基本使用料	
	昼間	夜間
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室	1時間につき 1,290円	1時間につき 1,720円
中会議室	1時間につき 750円	1時間につき 970円
小会議室	1時間につき 540円	1時間につき 750円
備考		
<p>1 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間として計算する。</p> <p>2 入場料その他これに類する料金を徴収するとき又は営利の目的で利用するときの使用料は、基本使用料の10割に相当する額を加算した額とする。</p> <p>3 冷暖房を利用した場合の使用料は、基本使用料（昼間）の5割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を加算した額とする。</p> <p>4 附属設備等を利用する場合は、実費相当額を徴収する。</p>		

## 議案第34号

### 財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

#### 1 譲渡の目的

旧天神野地区会館については、地元自治公民館の意向を踏まえ、平成23年9月に台所等を残して解体した。この建物について、既は無償で譲渡した隣接の旧老人憩の家と一体的に自治公民館活動として使用している地元自治公民館に譲渡することにより、市行政の一層の効率化を推進するため。

#### 2 財産の種類

建物 木造トタン葺1階建

#### 3 所在地

倉吉市小鴨1339番地60

#### 4 数量

57.72平方メートル

#### 5 評価額

768,351円

#### 6 譲渡の相手方

倉吉市小鴨1332番地1

天神野自治公民館

館長 西浦 成路



議案第35号

調停案の受諾について

次のとおり調停案を受諾することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

1 相手方

倉吉市 個人

2 物件目録

土地

所在 倉吉市上井

地目 宅地

地積 227.07平方メートル

3 裁判所

倉吉簡易裁判所

4 事件名

平成25年（ノ）第29号 不動産買取請求調停事件

5 調停の申立ての内容

相手方は、市有地である物件目録の不動産を長期間にわたって占有し、居住している。市は、相手方と当該物件目録の不動産の買い取りなどの交渉を行ってきたが、進展は、望めない状況であるため、当該物件目録の不動産の買い取りについて、平成25年10月29日に倉吉簡易裁判所に、民事調停を申し立てたもの。

6 調停条項

- (1) 申立人は、相手方に対し、物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を代金200万円で売り渡し、相手方はこれを買受ける。
- (2) 相手方は、申立人に対し、前項の金員を、期限までに、指定の口座に振り込む。
- (3) 申立人は、相手方に対し、本件土地につき期限までに、第1項の売買を原因とする所有権移転登記手続をする。ただし、登記手続費用のうち登録免許税及び必要書類の費用は、相手方の負担とする。
- (4) 申立人と相手方は、本件に関し、本調停条項に定めるほかは、何らの債権債務のないことを

相互に確認する。

(5) 調停費用は、各自の負担とする。

議案第36号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本市議会の議決を求める。

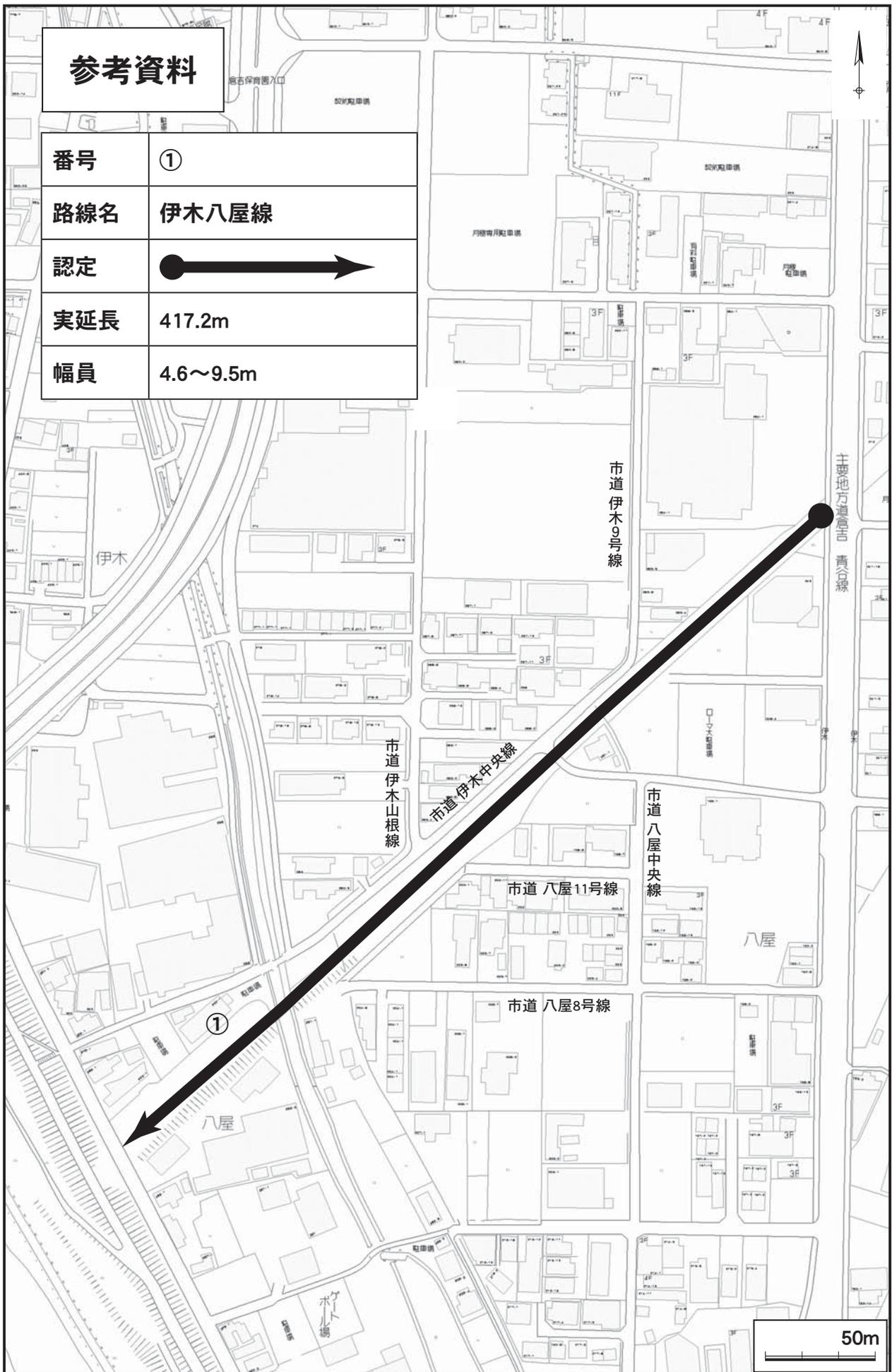
平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
①	伊木八屋線	倉吉市伊木字中新田258番2	
		倉吉市八屋字中河原285番3先	
②	福守町5号線	倉吉市福守町字三反総サ274番2先	
		倉吉市福守町字長総サ682番先	

# 参考資料

番号	①
路線名	伊木八屋線
認定	
実延長	417.2m
幅員	4.6~9.5m



## 参考資料

番号	②
路線名	福守町5号線
認定	
実延長	192.2m
幅員	4.0～16.0m





議案第37号

倉吉市せきがね湯命館及び倉吉市関金都市交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり倉吉市せきがね湯命館及び倉吉市関金都市交流センターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

1 管理を行わせる施設の名称及び位置

名称	位置
倉吉市せきがね湯命館	倉吉市関金町関金宿
倉吉市関金都市交流センター	倉吉市関金町関金宿

2 指定管理者

岡山県真庭市湯原温泉387番地1  
有限会社トラベルシリウス  
代表取締役 池田 博昭

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで



議案第38号

倉吉市体育施設及び倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設の指定管理者の指定について

次のとおり倉吉市体育施設及び倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

1 管理を行わせる施設の名称及び位置

名称	位置
倉吉スポーツセンター	倉吉市葵町
倉吉市営陸上競技場	倉吉市葵町
倉吉市営野球場	倉吉市湊町
倉吉市営庭球場	倉吉市葵町
倉吉市営射撃場	倉吉市葵町
倉吉市営体育センター	倉吉市葵町
倉吉市営相撲広場	倉吉市葵町
倉吉市営ラグビー場	倉吉市駄経寺町二丁目
倉吉市営武道館	倉吉市葵町
倉吉市営関金野球場	倉吉市関金町関金宿
倉吉市営関金テニスコート	倉吉市関金町関金宿
倉吉市営関金多目的広場	倉吉市関金町関金宿
倉吉市営関金屋根付多目的広場	倉吉市関金町関金宿
倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設	倉吉市関金町関金宿

2 指定管理者

大阪府中央区北浜四丁目1番23号  
ミズノグループ  
美津濃株式会社  
代表取締役社長 水野 明人

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで



議案第39号

倉吉市営温水プールの指定管理者の指定について

次のとおり倉吉市営温水プールの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

1 管理を行わせる施設の名称及び位置

倉吉市営温水プール

倉吉市駄経寺町

2 指定管理者

倉吉市米田町二丁目95番地

株式会社リースキン倉吉

代表取締役 照下 耕治

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成26年9月30日まで



議案第40号

倉吉市土地開発公社の解散について

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により、倉吉市土地開発公社を解散することについて、本市議会の議決を求める。

平成26年2月25日提出

倉吉市長 石田 耕太郎



請願第 1 号

「特定秘密の保護に関する法律」(秘密保護法)の廃止を求める意見書提出について

- 1 提出者 憲法改悪反対鳥取県共同センター  
代表 田中 暁
- 2 紹介議員：佐藤 博英
- 3 受理年月日 平成26年 2月 7日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成26年 2月25日

倉吉市議会議長 由 田 隆

倉吉市議会議長  
由田 隆 様

2014年2月7日

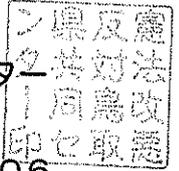
憲法改悪反対鳥取県共同センター

代表 田中 暁

〒680-0811 鳥取市西品治806

TEL 0857-21-3171

FAX 0857-21-3172



紹介議員

佐藤 博英 (印)

## 「特定秘密の保護に関する法律」(秘密保護法) の廃止を求める請願書

### <請願趣旨>

2013年12月6日、臨時国会で「特定秘密保護法」が成立しました。国民の8割が廃案や慎重審議を求める中での強行成立でした。国連機関や海外メディアからも批判が相次ぎました。同法成立後も、国民の怒りと不安は広がり続けています。

「特定秘密の保護に関する法律」(秘密保護法)は、「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」について「特定秘密」事項を指定するとしています。何を秘密に指定するかは国民には知らされず、警察の活動も含めた広範な情報を秘密にすることができます。原発やTPP交渉に関する情報も対象になり、マスコミの取材や国民が情報公開を求めるなど、情報に接近しようとする行為も処罰(最高懲役10年)される恐れがあり、国民の知る権利は侵害されます。

「秘密」の取り扱い者を対象にするという「適性評価」は、思想信条の自由やプライバシー権を侵すものです。国会の国政調査権を制限し、国会議員や職員も処罰の対象です。本法案では、故意による情報漏洩だけでなく、過失による情報漏洩も処罰するとしています。既遂の場合だけでなく、未遂の場合、共謀の場合、教唆の場合、煽動の場合も処罰対象としています。

このように国会審議を通して「特定秘密の保護に関する法律」(秘密保護法)が憲法の基本原理(国民主権や基本的人権)を侵害するものであることがはっきりしました。

同法は、国民の目、耳、口をふさぎ、基本的人権、民主主義を破壊する重大な弾圧法に他なりません。国民の知る権利、言論・報道の自由、憲法21条で保障された表現の自由を国民から奪うという悪法です。

「特定秘密の保護に関する法律」(秘密保護法)を廃止するよう強く求めます。

### <請願項目>

「特定秘密の保護に関する法律」を廃止するように、  
意見書を国会に提出してください。

陳情第 1 号

倉吉西保育園の存続を求める陳情

1 提出者 倉吉西保育園保護者会  
会長 中西 和宏

2 受理年月日 平成26年 2月10日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成26年 2月25日

倉吉市議会議長 由 田 隆

平成26年2月10日

倉吉市議会議長  
由田 隆 様

倉吉西保育園保護者会  
会長 中西和宏



### 倉吉西保育園の存続を求める陳情

#### 〈陳情の趣旨〉

倉吉西保育園を現在の公立のまま存続すること。

#### 〈陳情の理由〉

本保護者会では、「倉吉市公立保育所再編計画（素案）」について、保育園の全保護者に対してアンケートを行いました。

その結果、大多数の保護者が「今後も倉吉西保育園を公立のまま存続してほしい」との回答でした。保護者会では、その実現に向けて、署名活動など必死の活動を行ってきたところです（別紙1）。

また、アンケート実施時に、保護者から多くの具体的な意見が寄せられましたので提出します（別紙2）。保育園に子どもを通わせている保護者の生の声として、これらの意見を重く受け止めていただきたいと思います。

これらの、保護者の切実な意見、現在までの必死の活動、署名の結果等を十分の考慮していただき、採択していただきますようお願い申し上げます。

## 倉吉西保育園存続を求める活動の経過

倉吉西保育園保護者会

- 平成24年12月 保護者会総会にて、園長から「保育園が閉園になるかもしれない」との話がある。
- 平成25年4月頃 倉吉市が「倉吉市公立保育所再編計画（素案）」発表  
倉吉西保育園は、「閉園又は民間法人への統合、譲渡」の案が出される。
- 6月20日 倉吉市が再編計画の明倫地区説明会開催。  
多くの地区住民、保育園保護者が出席。計画に対する反対意見が多数出る。
- 7月 再編計画について保育園全保護者に対してアンケート実施  
→結果：大多数の保護者が「今後も倉吉西保育園を公立のまま存続してほしい」との回答。
- 8～9月 保育園存続のための署名活動実施  
→保護者や地域住民等の意思として377名の署名が集まった（別紙3署名用紙参照）。
- 10月1日 倉吉市長へ署名、「公立として倉吉西保育園を存続することの要望書」、「保護者の意見」（別紙2と同じもの）を直接提出。  
→しかし、市長は通り一遍の回答にとどまる。
- 10月下旬 倉吉市から再編計画の決定版が発表される予定だったが、何も発表されず。
- 11月中旬 今後の方針について市役所に聞き取り（電話）  
回答：「今回は決定方針を出さない」  
保護者からみた問題点：一度閉園案が出されると、新入園児が入ってこない。  
このままでは、自然閉園になってしまう。（実際、平成25年度から園児数が極端に減っている）。

12月

市役所へ要望（電話）

- ① 「閉園はしない方向で検討する」との方針を出してほしい。
- ② 市役所でも、園児を集めるためにポスターや看板を作るなど、営業努力をしてほしい。  
→市役所の回答：「できない」

12月14日 保護者会総会にて、今後の活動について話し合い。

平成26年1月26日 保護者で「保育園再編計画について話し合う会」を開催。  
再編計画の中身に対して再度徹底議論。計画の矛盾を指摘する声、  
計画への反対意見が続出。  
議会へ陳情を行うことを決定。

## 倉吉西保育園保護者の意見

再編計画に対する意見、仕事や家庭の事情、今の保育園の気に入っている点など、多くの意見が寄せられました。

## [今の保育園の気に入っている点など]

- ・自宅や仕事場から近くて便利。仕事をしている親にとって、今の園はとても心強い味方になっている。(他6人同意見)
- ・祖父母の家の近くで、徒歩で迎えに行ってもらえるので便利。祖父母は車を持ってないので、今の園がなくなると非常に困る。(他3人同意見)
- ・他の園に比べて人数が少ないが、逆に、子どもがゆったりと伸び伸び成長している。先生もしっかりと一人一人をみてくださり、子どもの個性・性格を生かしてくれている。(他6人同意見)
- ・人数が少ない分、全ての子どもが色々な体験をさせてもらえている(マンモス保育園だと時間の関係もあって、体験できずに見ているだけの子もいる)。
- ・他の園より地域に密着してオープンなところが、立地として気に入っている。
- ・街中の保育園より、園庭が広く、子どもたちが伸び伸びとたくさん走り回れる。
- ・とてもいい先生ばかりで、相談しやすいし、とても信頼している。(他3人同意見)
- ・先生と話す機会も多く、本当に子どもたちによく接してくれている。この保育園を選んで本当によかった。
- ・せっかく出来た友達と離れるのはかわいそう。慣れている保育園を転園させるのは親としてもかわいそう。(他6人同意見)
- ・子ども自身も楽しそうに通っていて、やっとな慣れてきたところなので、閉園になったら本当に困る。
  
- ・今の園はとても親しみやすい、ずっと続けてほしい。今、上の子をあずけているが、とても楽しそうに安心している。ぜひ下の子もあずけたい。(保護者A意見)
  
- ・自分もこの保育園を卒園しました。その園に今は息子が通っていて、楽しそうに過ごしています。家でも先生の名前を呼ぶこともしばしば。今のまま、大好きな先生と大好きな保育園ですくすく育ててほしいです。(保護者B意見)
  
- ・この度の再編計画は、少子化に伴うものだというのですが、少子化の歯止めをかけるべく様々な対策を講じていらっしゃるはず。今後将来この地区の少子化が進むとも限らないのでは。子どもの適正人数を決めておられるが、それに近い人数でないと子どもが何かを

学べない、体験できないというわけでもないと思います。少人数できめの細かい目の行き届く保育をありがたいと思っている保護者も多いのではないのでしょうか。ひとクラス20人を超えるような騒がしい環境には、逆に子どもをあずけたくありません。ましてや、途中から突然そのような環境下に子どもを置くことになってしまうと、戸惑い、不安、ストレスを与えてしまいます。閉園には強く反対します。この地域は特に住民の方々、公民館、明倫小学校、そして西保育園の温かい交流が盛んなところですが、閉園案が出されてしまうこと自体、本当に残念なことです。存続を切に願います。(保護者 C 意見)

- ・少人数で、ゆったりと子どもたちが刺激しあえる環境で、すくすくと子どもたちが育まれているのは、西保育園でしか生まれてこないものと考えます。特にハンデを背負っている子どもたちが、ゆっくりと向き合ってもらえ成長したという声は多く聞きます。そうした子どもたちだけでなく、西保育園全体が、細やかに子どもたちを育てている基本姿勢があるからこそと考えます。ですので、再編計画にあった、「多くの子どもたちが集まることで集団の刺激による成長が望まれる」という点に違和感を持ち、素直に賛成できません。お金の問題だけで適切な育成環境が失われるとしたら、それはとても危険なことと考えます。(保護者 D 意見)
- ・今の保育園は、「聞いてわかる、見てわかる」、自律的に行動できる子どもが多い。子ども達の理解度がとても高い。この部分がしっかりしていないと、小学生になって子ども自身が困る。今の園は、一人一人が学べて、先生方の連携と共通理解が素晴らしい。そんな倉吉西保育園が親の私たちも大好きです。(保護者 E 意見)

#### [再編計画に対する意見]

- ・子どもの人数が少ないだけで再編計画（閉園や民間譲渡）は困る。
- ・そもそも、適正人数とはどのように判断されているのか分からない。集団生活は、少なからず、これから（小学校に入ってから）身につけていくものだと思う。
- ・特別な支援を必要とする子どものことが全く計画に含まれていない。
- ・最近、発達障害という言葉をよく耳にするようになりましたが、昔もたくさんいたと思われる子も、見過ごしていたのもあるのでは？今後、多くの保育園が合併して人数が増えると、そういう方たちの行き場はどうなるのでしょうか？
- ・3歳児何名、4歳児何名、5歳児何名が望ましいと計画に書いてあるが、集団に入れたいという考えではなく、本当にこの人数で子どもの心身が育つかみえてこない。幼稚園、保育園が一番学びや発見が多い。人生のスタート時に心を育てる土台作りをしっかりやってほしい。いじめに繋がらない環境づくりも幼児期に必要。子どもには量より質を与えてほしい。
- ・民間経営になると、色々な面で質が落ちないか心配。給食も、安い中国産の食材ばかり使われないか不安。

- ・明倫地区は高齢化が進んでいるので、子どもたちの声が消えると町に元気がなくなる。今の園を絶対に残してほしい。
- ・私立は公立に比べて余分にかかるお金が多い。ひとり親家庭の増加や不況の時代に、西保育園を閉園や譲渡にすると、子どもは環境の変化で不安定になり、親は生活の基盤づくりに働いて、物心両面成立は難しくなる。
- ・私立は公立に比べると、先生同士の共通理解・連携度が低い。倉吉西保育園を経験した人は、私立に全くメリットを感じないと思う。
- ・民間経営で、倉吉西保育園が提供しているサービスを提供できる場所はないように思う。